

第864回宮城県教育委員会臨時会日程

日 時：平成27年3月20日（火）午後1時30分から

場 所：県行政庁舎16階 教育委員会会議室

1 出 席 点 呼

2 開 会 宣 言

3 第864回教育委員会会議録署名委員の指名

4 議 事

第1号議案 宮城県教育委員会会議規則の一部改正について (総 務 課)

第2号議案 宮城県教育委員会傍聴人傍聴規則の一部改正について (総 務 課)

第3号議案 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について (総 務 課)

第4号議案 教育長の退職手当の支給に関する規則の廃止について (総 務 課)

第5号議案 宮城県教育委員会公告式規則の一部改正について (総 務 課)

第6号議案 宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部改正について (教 職 員 課)

第7号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について (教 職 員 課)

5 閉 会 宣 言

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を

改正する法律の施行に伴う規則改正について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が平成27年4月1日に施行されることに伴い、下記のとおり教育委員会規則の改正が必要となる。

規則名	改正理由	改正内容
宮城県教育委員会会議規則 (第1号議案)	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員長職が廃止され、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」が置かれることとなること。 (経過措置あり) 新「教育長」の職務は、教育委員会会議の主宰や事務の執行など、教育委員長と教育長の職務の両方の権限を持つこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 議事進行等を委員長から教育長が行うこととするもの。 会議録の公表について規定するもの。
宮城県教育委員会傍聴人傍聴規則 (第2号議案)		<ul style="list-style-type: none"> 退場の命令を委員長から教育長が行うこととするもの。
教育長に対する事務の委任等に関する規則 (第3号議案)	<ul style="list-style-type: none"> 新「教育長」は、首長が、議会の同意を得て、直接任命すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育長に委任できない事務のうち、教育長の任免等に関する規定を削除するもの。
教育長の退職手当の支給に関する規則 (第4号議案)	<ul style="list-style-type: none"> 新「教育長」は、特別職のみの身分を有することから、本規則の前提となる条例が廃止されること。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該規則を廃止するもの。
宮城県教育委員会公告式規則 (第5号議案)	<ul style="list-style-type: none"> 法改正により条ずれが発生するため。 	<ul style="list-style-type: none"> 条ずれを修正するもの。

(経過措置)

改正法附則第2条の規定により、施行日時時点で在職する教育長については、その教育委員としての任期中に限り、従前の例により在職することとされており、現行の教育長が在職する間は、これまでの体制等が維持されるようにするもの。

第 1 号議案

宮城県教育委員会会議規則の一部改正について

宮城県教育委員会会議規則（昭和 3 1 年宮城県教育委員会規則第 5 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 7 年 3 月 2 0 日提出

宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁

宮城県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会会議規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

本則中「委員長」を「教育長」に改める。

第一条中「第十五条」を「第十六条」に改める。

第八条第一項中「、委員」を「、教育長又は委員」に、「出席委員」を「出席者」に改め、同条第二項中「委員の」を削る。

第十二条中「出席委員」を「出席者」に改める。

第十五条中「委員が」を削り、「とき」を「者」に改める。

第十六条を削り、第十七条を第十六条に、第十八条から第二十条までを一条ずつ繰り上げる。

第二十一条第一項中「各委員」を「出席者」に改め、同条を第二十条とし、第二十二條を第二十一条とする。

第二十三条中「委員」を「出席者」に改め、同条を第二十二條とする。

第二十四条を第二十三條とし、第二十五条を第二十四條とし、第二十六條を第二十五條とする。

第二十七条第二号を次のように改め、同条を第二十六條とする。

二 教育長及び委員の氏名及び出欠状況

第二十八条に次の項を加え、同条を第二十七條とし、第二十九條から第三十二條までを一条ずつ繰り上げる。

4 承認された会議録は、これを公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、改正後の宮城県教育委員会会議規則の規定は適用せず、改正前の宮城県教育委員会会議規則（以下、「旧規則」という。）の規定は、なおその効力を有する。こ

の場合において、旧規則第一条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）」による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）」とする。

宮城県教育委員会会議規則の一部改正の概要

1 改正理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行に伴い、教育委員長職が廃止され、教育委員長と教育長が一本化された新「教育長」が置かれることとなった。

これにより、教育委員会の会議について、新「教育長」が主宰することとなったため、当該規則の所要の改正を行うもの。

2 改正内容

（1）本則中「委員長」を「教育長」に改めるもの。

（2）教育長が委員ではなくなることから、「委員」の部分を「教育長及び委員」を指す文言に改めるもの。

（3）議事録の公表について、明記するもの。

（4）条ずれについて修正するもの。

3 施行日

平成27年4月1日

改 正 後	現 行	備 考
<p>第一章 総則</p> <p>(この規則の目的)</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）<u>第十六条</u>の規定に基き、同法に定めるもののほか宮城県教育委員会の会議（以下「会議」という。）等に関する必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(出席)</p> <p>第二条 委員は、招集の当日、指定の時刻までに、指定の場所に参集しなければならない。</p> <p>2 出席した委員は、出席簿に押印しなければならない。</p> <p>3 委員は、病气その他の事故により出席することができないときは、その旨をあらかじめ<u>教育長</u>に届け出なければならない。</p> <p>第二章 招集及び会期</p> <p>(招集の告示)</p> <p>第三条 教育長は、会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事件をあらかじめ告示するものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>(定例会及び臨時会)</p> <p>第四条 会議は、定例会及び臨時会とする。</p> <p>2 定例会は、毎月一回招集しなければならない。</p> <p>3 臨時会は、<u>教育長</u>が必要があると認めるとき又は委員二人以上の者からその招集の請求があつたときに、招集する。</p> <p>4 会議招集の告示後に急施を要する事件が生じたときは、前条の規定にかかわらず、直ちに、会議に付議することができる。</p> <p>(会期)</p> <p>第五条 定例会及び臨時会の会期は、一日とする。</p>	<p>第一章 総則</p> <p>(この規則の目的)</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）<u>第十五条</u>の規定に基き、同法に定めるもののほか宮城県教育委員会の会議（以下「会議」という。）等に関する必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(出席)</p> <p>第二条 委員は、招集の当日、指定の時刻までに、指定の場所に参集しなければならない。</p> <p>2 出席した委員は、出席簿に押印しなければならない。</p> <p>3 委員は、病气その他の事故により出席することができないときは、その旨をあらかじめ<u>委員長</u>に届け出なければならない。</p> <p>第二章 招集及び会期</p> <p>(招集の告示)</p> <p>第三条 <u>委員長</u>は、会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事件をあらかじめ告示するものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>(定例会及び臨時会)</p> <p>第四条 会議は、定例会及び臨時会とする。</p> <p>2 定例会は、毎月一回招集しなければならない。</p> <p>3 臨時会は、<u>委員長</u>が必要があると認めるとき又は委員二人以上の者からその招集の請求があつたときに、招集する。</p> <p>4 会議招集の告示後に急施を要する事件が生じたときは、前条の規定にかかわらず、直ちに、会議に付議することができる。</p> <p>(会期)</p> <p>第五条 定例会及び臨時会の会期は、一日とする。</p>	<p>条ずれの修正</p> <p>地教行法の改正に伴い、「委員長」から「教育長」に改めるもの。</p>

改正後	現行	備考
<p>(会期の延長)</p> <p>第六条 会期内に議題の審議を終了することができないとき又は急施を要する事件があるときその他特別の必要があるときは、会議の議決により、会期を延長することができる。</p> <p>第三章 会議</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第七条 会議は公開とする。</p> <p>(秘密会)</p> <p>第八条 会議は、<u>教育長又は委員</u>の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。</p> <p>2 前項の 発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならぬ。</p> <p>3 秘密会の会議を開くときは、<u>教育長</u>は、会議に関係のない者及び一般傍聴者を退席させなければならない。</p> <p>(開会及び閉会)</p> <p>第九条 会議は、午前十時に開き、午後五時に閉じる。ただし、<u>教育長</u>が必要があると認めたととき又は会議において議決したときはこの限りでない。</p> <p>第十条 会議の開会及び閉会は、<u>教育長</u>が宣言する。</p> <p>(開議、散会等)</p> <p>第十一条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、<u>教育長</u>が宣告する。</p> <p>2 <u>教育長</u>が開会又は開議を宣告しない前及び散会、延会、中止又は休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。</p> <p>第十二条 開議時刻後相当の時間を経てもなお出席者が定足数に満たないとき又は議事中退席するものがあつて定足数を欠いたときは、延会することができる。</p>	<p>(会期の延長)</p> <p>第六条 会期内に議題の審議を終了することができないとき又は急施を要する事件があるときその他特別の必要があるときは、会議の議決により、会期を延長することができる。</p> <p>第三章 会議</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第七条 会議は公開とする。</p> <p>(秘密会)</p> <p>第八条 会議は、<u>委員</u>の発議により、出席委員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。</p> <p>2 前項の委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならぬ。</p> <p>3 秘密会の会議を開くときは、<u>委員長</u>は、会議に関係のない者及び一般傍聴者を退席させなければならない。</p> <p>(開会及び閉会)</p> <p>第九条 会議は、午前十時に開き、午後五時に閉じる。ただし、<u>委員長</u>が必要があると認めたととき又は会議において議決したときはこの限りでない。</p> <p>第十条 会議の開会及び閉会は、<u>委員長</u>が宣言する。</p> <p>(開議、散会等)</p> <p>第十一条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、<u>委員長</u>が宣告する。</p> <p>2 <u>委員長</u>が開会又は開議を宣告しない前及び散会、延会、中止又は休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。</p> <p>第十二条 開議時刻後相当の時間を経てもなお出席委員が定足数に満たないとき又は議事中退席するものがあつて定足数を欠いたときは、延会することができる。</p>	

改正後	現行	備考
<p>(議事日程)</p> <p>第十三条 会議の議事日程は、<u>教育長</u>が定める。</p> <p>2 前項の議事日程を変更し、追加し又は削除しようとするときは、<u>教育長</u>は、会議にはかつて決定しなければならぬ。</p> <p>(議題の宣告)</p> <p>第十四条 事件を議題とするときは、<u>教育長</u>は、その旨を宣告しなければならぬ。</p> <p>2 前項の場合において、<u>教育長</u>は、必要があると認めるときは、数件を一括して議題とすることができる。</p> <p>(発言、質疑及び討論)</p> <p>第十五条 <u>発言しようとする者</u>は、<u>教育長</u>の許可を得なければならぬ。</p> <p>第十六条 <u>質疑及び討論</u>は、議題外にわたることができない。</p> <p>2 <u>教育長</u>は、<u>質疑及び討論</u>が議題外にわたるか又は必要がないと認めるときは、制止することができる。</p> <p>第十七条 <u>教育長</u>において論旨が尽きたものと認めるときは、<u>質疑又は討論の終結を宣告</u>することができる。</p> <p>(動議)</p> <p>第十八条 動議に賛成があるときは、議題としなければならない。</p> <p>2 動議が議題となったときは、<u>教育長</u>は、直ちに、その旨を会議に宣告しなければならない。</p> <p>(採決)</p> <p>第十九条 <u>教育長</u>は、採決しようとするときは、その議題を会議に宣告しなければならない。</p>	<p>(議事日程)</p> <p>第十三条 会議の議事日程は、<u>委員長</u>が定める。</p> <p>2 前項の議事日程を変更し、追加し又は削除しようとするときは、<u>委員長</u>は、会議にはかつて決定しなければならぬ。</p> <p>(議題の宣告)</p> <p>第十四条 事件を議題とするときは、<u>委員長</u>は、その旨を宣告しなければならぬ。</p> <p>2 前項の場合において、<u>委員長</u>は、必要があると認めるときは、数件を一括して議題とすることができる。</p> <p>(発言、質疑及び討論)</p> <p>第十五条 <u>委員</u>が<u>発言しようとする</u>ときは、<u>委員長</u>の許可を得なければならぬ。</p> <p>第十六条 <u>教育長</u>の<u>発言</u>は、<u>委員長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>第十七条 <u>質疑及び討論</u>は、議題外にわたることができない。</p> <p>2 <u>委員長</u>は、<u>質疑及び討論</u>が議題外にわたるか又は必要がないと認めるときは、制止することができる。</p> <p>第十八条 <u>委員長</u>において論旨が尽きたものと認めるときは、<u>質疑又は討論の終結を宣告</u>することができる。</p> <p>(動議)</p> <p>第十九条 動議に賛成があるときは、議題としなければならない。</p> <p>2 動議が議題となったときは、<u>委員長</u>は、直ちに、その旨を会議に宣告しなければならない。</p> <p>(採決)</p> <p>第二十条 <u>委員長</u>は、採決しようとするときは、その議題を会議に宣告しなければならない。</p>	

改正後	現行	備考
<p>2 教育長は、必要があると認めるときは、議題を分合し若しくは順序にかかわらず採決することができる。</p> <p>3 教育長が採決を宣告した後は、その議題について発言することができない。</p> <p>(採決の方法)</p> <p>第二十條 教育長は、出席者の賛否の意見を求めて採決する。</p> <p>2 教育長は、必要があると認めるときは、会議にはかり、記名又は無記名の投票によつて採決することができる。</p> <p>3 教育長は、前二項の規定により採決したときは、その結果を宣告しなければならない。</p> <p>第二十一條 議案に対する修正案は、原案の趣旨に最も遠いと認められるものから採決する。</p> <p>2 修正案が否決されたときは、原案について採決しなければならない。</p> <p>(表決の義務)</p> <p>第二十二條 採決の際、席にある出席者は、表決に加わらなければならない。</p> <p>(継続審議)</p> <p>第二十三條 審議未了の議題については、教育長は、会議にはかり後に継続審議することができる。</p> <p>(教育長の報告)</p> <p>第二十四條 教育長は、教育委員会の事務処理に関し必要と認めた事項を、会議において報告しなければならない。</p> <p>第四章 會議錄</p> <p>(作成)</p> <p>第二十五條 會議の次第は、會議錄に記載しなければならない。</p> <p>2 前項の會議錄は、教育長が作成する。</p>	<p>2 委員長は、必要があると認めるときは、議題を分合し若しくは順序にかかわらず採決することができる。</p> <p>3 委員長が採決を宣告した後は、その議題について発言することができない。</p> <p>(採決の方法)</p> <p>第二十一條 委員長は、各委員の賛否の意見を求めて採決する。</p> <p>2 委員長は、必要があると認めるときは、会議にはかり、記名又は無記名の投票によつて採決することができる。</p> <p>3 委員長は、前二項の規定により採決したときは、その結果を宣告しなければならない。</p> <p>第二十二條 議案に対する修正案は、原案の趣旨に最も遠いと認められるものから採決する。</p> <p>2 修正案が否決されたときは、原案について採決しなければならない。</p> <p>(表決の義務)</p> <p>第二十三條 採決の際、席にある委員は、表決に加わらなければならない。</p> <p>(継続審議)</p> <p>第二十四條 審議未了の議題については、委員長は、会議にはかり後に継続審議することができる。</p> <p>(教育長の報告)</p> <p>第二十五條 教育長は、教育委員会の事務処理に関し必要と認めた事項を、会議において報告しなければならない。</p> <p>第四章 會議錄</p> <p>(作成)</p> <p>第二十六條 會議の次第は、會議錄に記載しなければならない。</p> <p>2 前項の會議錄は、教育長が作成する。</p>	

改正後	現行	備考
<p>(記載事項)</p> <p>第二十六条 会議録には、次に掲げる事項を記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 開会、閉会、開議、散会、延会、中止及び休憩に関する事項並びに年月日及び時刻 二 教育長及び委員の氏名及び出欠状況 三 説明のため出席した者の氏名 四 諸報告の要旨 五 議題及び議事の概要 六 議決事項 七 その他教育長又は会議において必要と認める事項 <p>(承認)</p> <p>第二十七条 会議録は、次の定例会の会議において承認を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 前項の会議録の承認の際、記載事項に関して委員から異議があつたときは、教育長は、会議にはかつて決定する。 3 第一項の承認を受けた会議録には、あらかじめ教育長の指名した二人の委員が署名押印しなければならない。 4 承認された会議録は、これを公表しなければならない。 <p>第五章 紀律</p> <p>(議事妨害等の禁止)</p> <p>第二十八条 議場にある者は、静粛を守り、私語その他議事の妨害となる言動をなし又はみだりにその席を離れてはならない。</p> <p>第二十九条 教育長は、会議中議事の妨害となる行為のある者の言動に対しては、停止を命ずることができる。</p> <p>第六章 補則</p> <p>(補則)</p> <p>第三十条 この規則に定めるもののほか、傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(記載事項)</p> <p>第二十七条 会議録には、次に掲げる事項を記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 開会、閉会、開議、散会、延会、中止及び休憩に関する事項並びに年月日及び時刻 二 出席委員及び欠席委員の氏名 三 説明のため出席した者の氏名 四 諸報告の要旨 五 議題及び議事の概要 六 議決事項 七 その他委員長又は会議において必要と認める事項 <p>(承認)</p> <p>第二十八条 会議録は、次の定例会の会議において承認を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 前項の会議録の承認の際、記載事項に関して委員から異議があつたときは、委員長は、会議にはかつて決定する。 3 第一項の承認を受けた会議録には、あらかじめ委員長の指名した二人の委員が署名押印しなければならない。 <p>第五章 紀律</p> <p>(議事妨害等の禁止)</p> <p>第二十九条 議場にある者は、静粛を守り、私語その他議事の妨害となる言動をなし又はみだりにその席を離れてはならない。</p> <p>第三十条 委員長は、会議中議事の妨害となる行為のある者の言動に対しては、停止を命ずることができる。</p> <p>第六章 補則</p> <p>(補則)</p> <p>第三十一条 この規則に定めるもののほか、傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>地教行法の改正に伴い、会議録の公表が、努力義務とされたため規定するもの。</p>

改 正 後	現 行	備 考
<p>第三十一条 この規則に定めるもののほか、会議等に関し必要な事項は、教育長が会議にはかつて定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 宮城県教育委員会会議規則(昭和二十三年宮城県教育委員会規則第一号)は、廃止する。</p> <p>附 則(昭和三五年教委規則第二号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>第三十二条 この規則に定めるもののほか、会議等に関し必要な事項は、委員長が会議にはかつて定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 宮城県教育委員会会議規則(昭和二十三年宮城県教育委員会規則第一号)は、廃止する。</p> <p>附 則(昭和三五年教委規則第二号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	

第2号議案

宮城県教育委員会傍聴人傍聴規則の一部改正について

宮城県教育委員会傍聴人傍聴規則（昭和23年宮城県教育委員会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年3月20日提出

宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁

宮城県教育委員会傍聴人傍聴規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会傍聴人傍聴規則（昭和二十三年宮城県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、改正後の宮城県教育委員会傍聴人傍聴規則第六条の規定は適用せず、改正前の宮城県教育委員会傍聴人傍聴規則第六条の規定は、なおその効力を有する。

宮城県教育委員会傍聴人傍聴規則の一部改正の概要

1 改正理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行に伴い、教育委員長職が廃止され、教育委員長と教育長が一本化された新「教育長」が置かれることとなった。

これにより、教育委員会の会議について、新「教育長」が主宰することとなったため、当該規則の所要の改正が必要となるもの。

2 改正内容

第6条中、「委員長」を「教育長」に改めるもの。

3 施行日

平成27年4月1日

改 正 後	現 行	備 考
<p>○宮城県教育委員会傍聴人傍聴規則</p> <p>第一条～第五条（略）</p> <p>第六条 傍聴人がこの規則に違反したり或は議場の秩序をみだすおそれがあるときは教育長は退場を命ずることができる。</p> <p>第七条（略）</p> <p>附 則</p> <p>本規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>○宮城県教育委員会傍聴人傍聴規則</p> <p>第一条～第五条</p> <p>第六条 傍聴人がこの規則に違反したり或は議場の秩序をみだすおそれがあるときは委員長は退場を命ずることができる。</p> <p>第七条（略）</p> <p>附 則</p> <p>本規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>地教行法の改正に伴い、「委員長」から「教育長」に改めるもの。</p>

第3号議案

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和31年宮城県教育委員会規則第12号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年3月20日提出

宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第二条第一項第五号中「前条第一項第十一号」を「前条第一項第十号」に改め、同項第九号中「前条第一項第二十号」を「前条第一項第十九号」に改め、同項第十号中「前条第一項第二十一号」を「前条第一項第二十号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）

附則第二条第一項の場合においては、改正後の教育長に対する事務の委任等に関する規則第一条及び第二条の規定は適用せず、改正前の教育長に対する事務の委任等に関する規則第一条及び第二条の規定は、なおその効力を有する。

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正の概要

1 改正理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行に伴い、教育委員長職が廃止され、教育委員長と教育長が一本化された新「教育長」が置かれることとなった。

新「教育長」は、議会の同意を得て、首長が直接任命することとなることから、教育委員会から教育長に委任できない事務のうち、教育長の任免等に関するものを削る必要があるため。

2 改正内容

- (1) 第1条第1項第6号の「教育長の任免、分限及び懲戒を行い、並びに給料月額を定めること。」を削るもの。
- (2) 条ずれについて、修正するもの。

3 施行日

平成27年4月1日

改正後	現行	備考
<p>○教育長に対する事務の委任等に関する規則</p> <p>第一条 宮城県教育委員会（以下「委員会」という。）は、その権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を宮城県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。</p> <p>一 教育に関する一般方針を定めること。</p> <p>二 所管に属する学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）を設置し、及び廃止すること。</p> <p>三 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。</p> <p>四 重要な教育財産の取得について申し出ること。</p> <p>五 教育委員会規則を制定し、及び改廃すること。</p> <p>六 教育庁の職員及び学校等の教職員並びに県費負担教職員の任免その他の人事の一般方針を定めること。</p> <p>七 教育庁の職員、学校等の教職員及び県費負担教職員の任免、分限及び懲戒を行うこと。</p> <p>八 退職手当の支給制限、支払の差止め、返納命令及び納付命令に関すること。</p> <p>九 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価を行うこと。</p> <p>十 附属機関の委員の任免を行うこと。</p> <p>十一 教科書を採択すること。</p> <p>十二 高等学校入学者の選抜方針を定めること。</p> <p>十三 教育職員の免許及び検定を行うこと。</p>	<p>○教育長に対する事務の委任等に関する規則</p> <p>第一条 宮城県教育委員会（以下「委員会」という。）は、その権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を宮城県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。</p> <p>一 教育に関する一般方針を定めること。</p> <p>二 所管に属する学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）を設置し、及び廃止すること。</p> <p>三 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。</p> <p>四 重要な教育財産の取得について申し出ること。</p> <p>五 教育委員会規則を制定し、及び改廃すること。</p> <p>六 教育長の任免、分限及び懲戒を行い、並びに給料月額を定めること。</p> <p>七 教育庁の職員及び学校等の教職員並びに県費負担教職員の任免その他の人事の一般方針を定めること。</p> <p>八 教育庁の職員、学校等の教職員及び県費負担教職員の任免、分限及び懲戒を行うこと。</p> <p>九 退職手当の支給制限、支払の差止め、返納命令及び納付命令に関すること。</p> <p>十 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価を行うこと。</p> <p>十一 附属機関の委員の任免を行うこと。</p> <p>十二 教科書を採択すること。</p> <p>十三 高等学校入学者の選抜方針を定めること。</p> <p>十四 教育職員の免許及び検定を行うこと。</p>	<p>地教行法の改正に伴い、教育長の任命権者が知事になることから、当該号を削るもの。</p>

改正後	現行	備考
<p>十四 文化財保護条例(昭和五十年宮城県条例第四十九号)に基づく文化財の指定及びその解除、保持者、保持団体又は保存団体の認定及びその解除、文化的景観の選定及びその解除並びに保存技術の選定及びその解除を行うこと。</p> <p>十五 市町村教育委員会に対し県費負担教職員を指導主事に充てる場合の同意を与えること。</p> <p>十六 市町村長(市町村の組合の長を含む。)又は市町村教育委員会に対し措置要求を行うこと。</p> <p>十七 学校等の教職員及び県費負担教職員の組織する職員団体又は労働組合と重要な交渉を行うこと。</p> <p>十八 請願及び陳情の採択を行うこと。</p> <p>十九 訴訟に関すること。</p> <p>二十 不服申立てに対して裁決し、又は決定すること。</p> <p>二十一 教育功績者の表彰を行うこと。</p> <p>二十二 行政文書の開示等を決定すること。</p> <p>二十三 個人情報の開示等を決定すること。</p> <p>二十四 指定管理者の指定及び指定の取消しを行うこと。</p> <p>二十五 前各号に掲げるもののほか、重要かつ異例に属する事務で委員会の決定に係らしめる必要があると認められるものを行うこと。</p> <p>2 教育長は、前項の規定により委任を受けて処理した事務のうち、重要と認められるものについては、最近の委員会の会議に報告しなければならぬ。</p>	<p>十五 文化財保護条例(昭和五十年宮城県条例第四十九号)に基づく文化財の指定及びその解除、保持者、保持団体又は保存団体の認定及びその解除、文化的景観の選定及びその解除並びに保存技術の選定及びその解除を行うこと。</p> <p>十六 市町村教育委員会に対し県費負担教職員を指導主事に充てる場合の同意を与えること。</p> <p>十七 市町村長(市町村の組合の長を含む。)又は市町村教育委員会に対し措置要求を行うこと。</p> <p>十八 学校等の教職員及び県費負担教職員の組織する職員団体又は労働組合と重要な交渉を行うこと。</p> <p>十九 請願及び陳情の採択を行うこと。</p> <p>二十 訴訟に関すること。</p> <p>二十一 不服申立てに対して裁決し、又は決定すること。</p> <p>二十二 教育功績者の表彰を行うこと。</p> <p>二十三 行政文書の開示等を決定すること。</p> <p>二十四 個人情報の開示等を決定すること。</p> <p>二十五 指定管理者の指定及び指定の取消しを行うこと。</p> <p>二十六 前各号に掲げるもののほか、重要かつ異例に属する事務で委員会の決定に係らしめる必要があると認められるものを行うこと。</p> <p>2 教育長は、前項の規定により委任を受けて処理した事務のうち、重要と認められるものについては、最近の委員会の会議に報告しなければならぬ。</p>	

改 正 後	現 行	備 考
<p>第二条 教育長は、次の各号に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>一 教育庁及び学校以外の教育機関の職員（本庁課長職以上にある者、専門監、庁副参事及び庁技術副参事並びに総合教育センター、図書館、美術館及び東北歴史博物館の部長職以上にある者を除く。）、学校の教職員（校長、事務部長及び海洋総合実習船長を除く。）並びに県費負担教職員（校長を除く。）の任免を行うこと。</p> <p>二 教育庁の職員、学校等の教職員及び県費負担教職員の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項に規定する休職に関する事。</p> <p>三 退職手当の支払の差止め及びその取消しに関する事。</p> <p>四 退職手当の支給制限、返納命令及び納付命令を行う際の人事委員会からの意見聴取を行うこと。</p> <p>五 前条第一項第十号に掲げる事務のうち、あらかじめ教育委員会が指定した委員（その補欠の委員を含む。）の補欠の委員の任免を行うこと。</p> <p>六 教科書を採択すること。</p> <p>七 教育職員の免許及び検定を行うこと。</p> <p>八 市町村教育委員会に対し県費負担教職員を指導主事に充てる場合の同意を与えること。</p> <p>九 前条第一項第十九号に掲げる事務のうち、訴えの提起及びその取下げ並びに和解を行うこと以外の事務に関する事。</p> <p>十 前条第一項第二十号に掲げる事務のうち、行政文書の開示等の決定又は個人情報開示等の決定に関する不服申立てに対し決定すること。</p> <p>十一 行政文書の開示等を決定すること。</p> <p>十二 個人情報開示等を決定すること。</p> <p>十三 指定管理者の指定を行うこと。</p>	<p>第二条 教育長は、次の各号に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>一 教育庁及び学校以外の教育機関の職員（本庁課長職以上にある者、専門監、庁副参事及び庁技術副参事並びに総合教育センター、図書館、美術館及び東北歴史博物館の部長職以上にある者を除く。）、学校の教職員（校長、事務部長及び海洋総合実習船長を除く。）並びに県費負担教職員（校長を除く。）の任免を行うこと。</p> <p>二 教育庁の職員、学校等の教職員及び県費負担教職員の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項に規定する休職に関する事。</p> <p>三 退職手当の支払の差止め及びその取消しに関する事。</p> <p>四 退職手当の支給制限、返納命令及び納付命令を行う際の人事委員会からの意見聴取を行うこと。</p> <p>五 前条第一項第十一号に掲げる事務のうち、あらかじめ教育委員会が指定した委員（その補欠の委員を含む。）の補欠の委員の任免を行うこと。</p> <p>六 教科書を採択すること。</p> <p>七 教育職員の免許及び検定を行うこと。</p> <p>八 市町村教育委員会に対し県費負担教職員を指導主事に充てる場合の同意を与えること。</p> <p>九 前条第一項第二十号に掲げる事務のうち、訴えの提起及びその取下げ並びに和解を行うこと以外の事務に関する事。</p> <p>十 前条第一項第二十一号に掲げる事務のうち、行政文書の開示等の決定又は個人情報開示等の決定に関する不服申立てに対し決定すること。</p> <p>十一 行政文書の開示等を決定すること。</p> <p>十二 個人情報開示等を決定すること。</p> <p>十三 指定管理者の指定を行うこと。</p>	<p>条ずれについて、修正するもの。</p>

改正後	現行	備考
<p>2 教育長は、前項の規定により専決した事項のうち、必要と認められるものについては、最近の委員会の会議に報告しなければならない。</p> <p>第三条 第一条第一項の規定により、教育長が委任を受けた事務以外のもので緊急に処理する必要があると認められる事務が生じ、かつ、委員会の会議を開くことができないとき又は招集するいとまがないときは、教育長は、当該緊急に処理する必要があると認められる事務について臨時に代理し、又は専決することができる。</p> <p>2 教育長は、前項の規定により臨時に代理し又は専決したときは、最近の委員会の会議にその理由及び事務処理の状況を報告しなければならない。</p> <p>附 則(昭和三十五年教委規則第三号)抄</p> <p>1 この規則は、昭和三十五年九月一日から施行する。</p> <p>2 この規則施行の際、現に宮城県教育委員会事務局の職員である者及び教育次長、課長その他の職にある者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ教育庁の相当の職員及び職にある者となるものとする。</p>	<p>2 教育長は、前項の規定により専決した事項のうち、必要と認められるものについては、最近の委員会の会議に報告しなければならない。</p> <p>第三条 第一条第一項の規定により、教育長が委任を受けた事務以外のもので緊急に処理する必要があると認められる事務が生じ、かつ、委員会の会議を開くことができないとき又は招集するいとまがないときは、教育長は、当該緊急に処理する必要があると認められる事務について臨時に代理し、又は専決することができる。</p> <p>2 教育長は、前項の規定により臨時に代理し又は専決したときは、最近の委員会の会議にその理由及び事務処理の状況を報告しなければならない。</p> <p>附 則(昭和三十五年教委規則第三号)抄</p> <p>1 この規則は、昭和三十五年九月一日から施行する。</p> <p>2 この規則施行の際、現に宮城県教育委員会事務局の職員である者及び教育次長、課長その他の職にある者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ教育庁の相当の職員及び職にある者となるものとする。</p>	

第4号議案

教育長の退職手当の支給に関する規則の廃止について

教育長の退職手当の支給に関する規則（平成7年宮城県教育委員会規則第3号）は廃止する。

平成27年3月20日提出

宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

教育長の退職手当の支給に関する規則を廃止する規則

教育長の退職手当の支給に関する規則（平成七年宮城県教育委員会規則第三号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二
条第一項の場合においては、廃止前の教育長の退職手当の支給に関する規則の規定は、なおその効力を有する。

教育長の退職手当の支給に関する規則の廃止の概要

1 改正理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行に伴い、教育委員長職が廃止され、教育委員長と教育長が一本化された新「教育長」が置かれることとなった。

新「教育長」は、特別職のみの身分を有することとなり、現行の「県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」が廃止され、「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例」の規定に基づくこととなったため。

2 改正内容

当該規則を廃止するもの。

3 施行日

平成27年4月1日

第5号議案

宮城県教育委員会公告式規則の一部改正について

宮城県教育委員会公告式規則（昭和26年宮城県教育委員会規則第7号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年3月20日提出

宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

宮城県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会公告式規則（昭和二十六年宮城県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十四条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合における改正後の第一条の規定の適用については、同条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十五条第二項」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十四条第二項」とする。

宮城県教育委員会公告式規則の一部改正の概要

1 改正理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行に伴い、条ずれが起こることから、当該規則の所要の改正が必要となるもの。

2 改正内容

第1条中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改めるもの。

3 施行日

平成27年4月1日

宮城県教育委員会公告式規則（昭和二十六年宮城県教育委員会規則第七号） 新旧対照表

改 正 後	現 行	備 考
<p>宮城県教育委員会公告式規則</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十五条第二項の規定に基づき、教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公告式に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条 教育委員会規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日並びに教育委員会名を記入し、教育委員会印を押さなければならぬ。</p> <p>第三条 規則の公布は、宮城県公報に登載してこれを行う。但し、天災事変等のため宮城県公報に登載できないときは、民営新聞への登載若しくは教育庁庁舎前の掲示及び公衆の見易い場所への掲示によつてこれに代えることができる。</p> <p>第四条 前二条の規定は、教育委員会が定める他の規程等の公布又は公表にこれを準用する。</p> <p>第五条 規則には、順次左の番号を附して公布する。 宮城県教育委員会規則第 号</p> <p>2 前項に定める番号は、毎年一月一日で更新する。</p> <p>3 前二項の規定は、教育委員会の定める他の規程等にこれを準用する。但し、その場合第一項の「規則」は、それぞれその規程の種別に従い読み替えるものとする。</p> <p>第六条 この規則に定める規則、規程等は、それぞれの規則、規程等をもつて特にその施行期日を定めることができる。</p>	<p>宮城県教育委員会公告式規則</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十四条第二項の規定に基づき、教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公告式に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条 教育委員会規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日並びに教育委員会名を記入し、教育委員会印を押さなければならぬ。</p> <p>第三条 規則の公布は、宮城県公報に登載してこれを行う。但し、天災事変等のため宮城県公報に登載できないときは、民営新聞への登載若しくは教育庁庁舎前の掲示及び公衆の見易い場所への掲示によつてこれに代えることができる。</p> <p>第四条 前二条の規定は、教育委員会が定める他の規程等の公布又は公表にこれを準用する。</p> <p>第五条 規則には、順次左の番号を附して公布する。 宮城県教育委員会規則第 号</p> <p>2 前項に定める番号は、毎年一月一日で更新する。</p> <p>3 前二項の規定は、教育委員会の定める他の規程等にこれを準用する。但し、その場合第一項の「規則」は、それぞれその規程の種別に従い読み替えるものとする。</p> <p>第六条 この規則に定める規則、規程等は、それぞれの規則、規程等をもつて特にその施行期日を定めることができる。</p>	<p>地教法の改正に伴う条ずれ。</p>

改正後	現行	備考
<p>附則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則施行の際、現に従前の公告式によつて公布又は公表した規則、規程等は、この規則によつて公布又は公表したものとみなす。</p> <p>附則(昭和三五年教委規則第三号)抄</p> <p>1 この規則は、昭和三十五年九月一日から施行する。</p> <p>附則(昭和四九年教委規則第九号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則施行の際、現に従前の公告式によつて公布又は公表した規則、規程等は、この規則によつて公布又は公表したものとみなす。</p> <p>附則(昭和三五年教委規則第三号)抄</p> <p>1 この規則は、昭和三十五年九月一日から施行する。</p> <p>附則(昭和四九年教委規則第九号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号) 新旧対照表 (抜粋)

改正後	改正前
<p>第一章 総則(第一条―第一条の四)</p> <p>第二章 教育委員会の設置及び組織</p> <p>第一節 教育委員会の設置、教育長及び委員並びに会議(第二条―第十六条)</p> <p>第二節 事務局(第十七条―第二十条)</p> <p>第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限(第二十一条―第二十九条)</p> <p>第四章 教育機関</p> <p>第一節 通則(第三十条―第三十六条)</p> <p>第二節 市町村立学校の教職員(第三十七条―第四十七条の四)</p> <p>第三節 学校運営協議会(第四十七条の五)</p> <p>第五章 文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係等(第四十八条―第五十条)</p> <p>五条の二)</p> <p>第六章 雑則(第五十六条―第六十三条)</p> <p>附則</p> <p>(第一条から第一条の四まで(略))</p>	<p>第一章 総則(第一条―第一条の二)</p> <p>第二章 教育委員会の設置及び組織</p> <p>第一節 教育委員会の設置、委員及び会議(第二条―第十五条)</p> <p>第二節 教育長及び事務局(第十六条―第二十一条)</p> <p>第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限(第二十三条―第二十九条)</p> <p>第四章 教育機関</p> <p>第一節 通則(第三十条―第三十六条)</p> <p>第二節 市町村立学校の教職員(第三十七条―第四十七条の四)</p> <p>第三節 学校運営協議会(第四十七条の五)</p> <p>第五章 文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係等(第四十八条―第五十条)</p> <p>五条の二)</p> <p>第六章 雑則(第五十六条―第六十三条)</p> <p>附則</p> <p>(第一条から第一条の四まで(略))</p>

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">第二章 教育委員会の設置及び組織</p> <p style="text-align: center;">第一節 教育委員会の設置、教育長及び委員並びに会議 (設置)</p> <p>第二条 都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）町村及び第二十一条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。</p> <p style="text-align: center;">(組織)</p> <p>第三条 教育委員会は、教育長及び四人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては教育長及び五人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては教育長及び二人以上の委員をもつて組織することができる。</p> <p style="text-align: center;">(任命)</p> <p>第四条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。</p> <p>2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又委員となることができない。</p> <p>一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に一を加えた数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">第二章 教育委員会の設置及び組織</p> <p style="text-align: center;">第一節 教育委員会の設置、委員及び会議 (設置)</p> <p>第二条 都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）町村及び第二十三条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。</p> <p style="text-align: center;">(組織)</p> <p>第三条 教育委員会は、五人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては六人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては三人以上の委員をもつて組織することができる。</p> <p style="text-align: center;">(任命)</p> <p>第四条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。</p> <p>一 破産者で復権を得ない者</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>3 委員の任命については、そのうち委員の定数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。</p>

5 地方公共団体の長は、第二項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第四十七条の五第二項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

（第五条から第十二条まで（略））

（教育長）

第十三条

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2| 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

（会議）

第十四条 教育委員会の会議は、教育長が招集する。

2| 教育長は、委員の定数の三分の一以上の委員から会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求された場合には、遅滞なく、これを招集しなければならない。

3| 教育委員会は、教育長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第六項の規定による除外のため過半数に達しないとき、又は同一の事件につき再度招集しても、なお過半数に達しないときは、この限りでない。

4| 教育委員会の会議の議事は、第七項ただし書の発議に係るものを除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、教育長の決するところによる。

4| 地方公共団体の長は、第一項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第四十七条の五第二項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

（第五条から第十二条まで（略））

（委員長）

第十二条 教育委員会は、委員（第十六条第二項の規定により教育長に任命された委員を除く。）のうちから、委員長を選挙しなければならない。

2| 委員長の任期は、一年とする。ただし、再選されることができない。

3| 委員長は、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する。

4| 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。

（会議）

第十三条 教育委員会の会議は、委員長が招集する。

2| 教育委員会は、委員長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第五項の規定による除外のため過半数に達しないとき、又は同一の事件につき再度招集しても、なお過半数に達しないときは、この限りでない。

3| 教育委員会の会議の議事は、第六項ただし書の発議に係るものを除き、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 教育長に事故があり、又は教育長が欠けた場合の前項の規定の適用については、前条第二項の規定により教育長の職務を行う者は、教育長とみなす。

6 教育委員会の教育長及び委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

7 教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

8 前項ただし書の教育長又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならぬ。

9 教育長は、教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

(教育委員会規則の制定等)

第十五条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

2 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するもの公布に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(教育委員会の議事運営)

第十六条 この法律に定めるもののほか、教育委員会の会議その他教育委員会の議事の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

4 前二項の規定による会議若しくは議事又は第六項ただし書の発議に係る議事の定足数については、委員長は、委員として計算するものとする。

5 教育委員会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

6 教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、委員長又は委員の発議により、出席委員の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

7 前項ただし書の委員長又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならぬ。

(教育委員会規則の制定等)

第十四条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

2 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するもの公布に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(教育委員会の議事運営)

第十五条 この法律に定めるもののほか、教育委員会の会議その他教育委員会の議事の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">第二節 事務局</p> <p style="text-align: center;">(事務局)</p> <p>第十七条 教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。</p> <p>2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。</p> <p style="text-align: center;">(第十八条から第二十四条 (略))</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">第二節 教育長及び事務局</p> <p style="text-align: center;">(教育長)</p> <p>第十六条 教育委員会に、教育長を置く。</p> <p>2 教育長は、第六条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員(委員長を除く。)である者のうちから、教育委員会が任命する。</p> <p>3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法第二十七条、第二十八条及び第二十九条の規定の適用を妨げない。</p> <p>4 教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(教育長の職務)</p> <p>第十七条 教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。</p> <p>2 教育長は、教育委員会のすべての会議に出席し、議事について助言する。</p> <p>3 教育長は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件についての議事が行われる場合においては、前項の規定にかかわらず、教育委員会の会議に出席することができない。ただし、委員として第十三条第五項ただし書の規定の適用があるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(事務局)</p> <p>第十八条 教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。</p> <p>2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。</p> <p style="text-align: center;">(第十九条から第二十五条 (略))</p>

(事務の委任等)

- 第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。
- 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 五 次条の規定による点検及び評価に関すること。
- 六 第二十九条に規定する意見の申出に関すること。
- 3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第二項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。
- 4 教育長は、第二項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第二項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

(事務の委任等)

- 第二十六条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。
- 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員
- 員の任免その他の人事に関すること。
- 五 次条の規定による点検及び評価に関すること。
- 六 第二十九条に規定する意見の申出に関すること。
- 3 教育長は、第二項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第二項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)</p> <p>第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に關し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)</p> <p>第二十七条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に關し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。</p>

第 6 号議案

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する
規則の一部改正について

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則（昭和 3 2 年宮城県教育委員会規則第 1 1 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 7 年 3 月 2 0 日提出

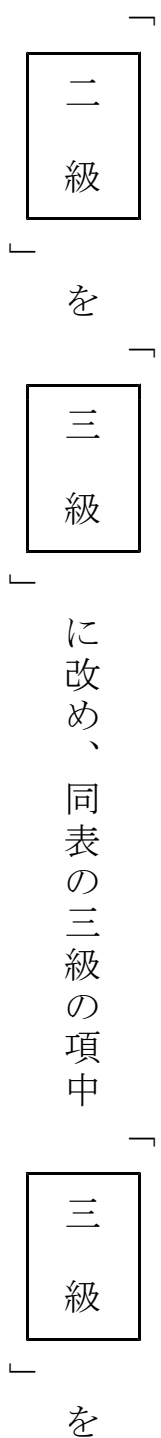
宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
 宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年宮城県教育委員会規則
 第十一号）の一部を次のように改正する。

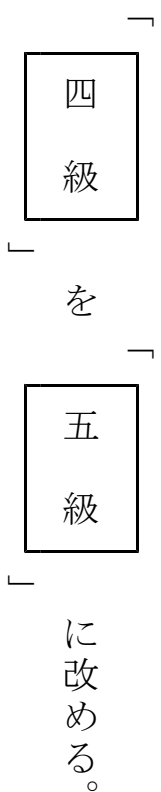
別表の一級の項の次に次のように加える。

二級	技能又は経験を必要とする業務を行う職務

別表の二級の項中



「四級」に改め、同表の四級の項中



附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（職務の級の切替え）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在職する職員の施行日における職務の級については、単純労務職員の給与に関する規程（昭和三十二年宮城県訓令甲第二十六号）第一条に定める単純労務職員の例による。

改正後		改正前		備考																								
<p>第一条～第五条 (略)</p> <p>別表(第二条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>分類の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級</td> <td>技師(運転技術)又は技師(巡視)等の職務</td> </tr> <tr> <td>二級</td> <td>技能又は経験を必要とする業務を行う職務</td> </tr> <tr> <td>三級</td> <td>相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務</td> </tr> <tr> <td>四級</td> <td>高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務</td> </tr> <tr> <td>五級</td> <td>主任の職務</td> </tr> </tbody> </table>		職務の級	分類の基準		一級	技師(運転技術)又は技師(巡視)等の職務	二級	技能又は経験を必要とする業務を行う職務	三級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	四級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	五級	主任の職務	<p>第一条～第五条 (略)</p> <p>別表(第二条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>分類の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級</td> <td>技師(運転技術)又は技師(巡視)等の職務</td> </tr> <tr> <td>二級</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三級</td> <td>相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務</td> </tr> <tr> <td>四級</td> <td>高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務</td> </tr> <tr> <td>四級</td> <td>主任の職務</td> </tr> </tbody> </table>		職務の級	分類の基準	一級	技師(運転技術)又は技師(巡視)等の職務	二級		三級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	四級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	四級	主任の職務
職務の級	分類の基準																											
一級	技師(運転技術)又は技師(巡視)等の職務																											
二級	技能又は経験を必要とする業務を行う職務																											
三級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務																											
四級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務																											
五級	主任の職務																											
職務の級	分類の基準																											
一級	技師(運転技術)又は技師(巡視)等の職務																											
二級																												
三級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務																											
四級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務																											
四級	主任の職務																											

第 7 号議案

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の
支給規則の一部改正について

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則（昭和 36 年
宮城県教育委員会規則第 2 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 27 年 3 月 20 日提出

宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則（昭和三十六年宮城県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表（その一）中

4 級
3 級
2 級 1 級の53号俸以上
1 級の52号俸以下
を
5 級
4 級
3 級 2 級の17号俸以上
2 級の16号俸以下 1 級

に

改める。

別表（その二）中

4 級
3 級
2 級
1 級
を
5 級
4 級
3 級
2 級 1 級

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以

後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分については適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

改 正 後 現 行

別表(その1) (第3条関係) 行政職給料表の各級に相当する職務の級

行政職給料表	公安職給料表	教育職給料表(一)	教育職給料表(二)	研究職給料表	医療職給料表(一)	医療職給料表(二)	医療職給料表(三)	給与条例第22条に規定する職員	給与条例第25条に規定する職員
8級	9級	4級		5級	4級				
7級	8級	3級	4級 3級の21号俸以上	4級の65号俸以上		7級			
6級	7級			4級の64号俸以下	3級	6級	6級		
5級	6級	特2級の21号俸以上 2級の49号俸以上	3級の5号俸から20号俸まで 特2級の21号俸以上 2級の61号俸以上		2級の13号俸以上				
4級	5級	特2級の20号俸以下 2級の37号俸から48号俸まで	3級の4号俸以下 特2級の20号俸以下 2級の45号俸から60号俸まで	3級	2級の12号俸以下	5級の13号俸以上	5級の21号俸以上		5級
3級	4級	2級の25号俸から36号俸まで 1級の89号俸以上	2級の33号俸から44号俸まで 1級の89号俸以上	2級の45号俸以上	1級	5級の12号俸以下 4級 3級の25号俸以上	5級の20号俸以下 4級 3級の25号俸以上		4級
2級	3級 2級の29号俸以上 1級の37号俸以上	2級の5号俸から24号俸まで 1級の37号俸から88号俸まで	2級の17号俸から32号俸まで 1級の37号俸から88号俸まで	2級の5号俸から44号俸まで 1級の41号俸以上		3級の24号俸以下 2級の17号俸以上	3級の24号俸以下 2級の25号俸以上		3級 2級の17号俸以上
1級	2級の28号俸以下 1級の36号俸以下	2級の4号俸以下 1級の36号俸以下	2級の16号俸以下 1級の36号俸以下	2級の4号俸以下 1級の40号俸以下		2級の16号俸以下 1級	2級の24号俸以下 1級	全職員	2級の16号俸以下 1級

別表(その1) (第3条関係) 行政職給料表の各級に相当する職務の級

行政職給料表	公安職給料表	教育職給料表(一)	教育職給料表(二)	研究職給料表	医療職給料表(一)	医療職給料表(二)	医療職給料表(三)	給与条例第22条に規定する職員	給与条例第25条に規定する職員
8級	9級	4級		5級	4級				
7級	8級	3級	4級 3級の21号俸以上	4級の65号俸以上		7級			
6級	7級			4級の64号俸以下	3級	6級	6級		
5級	6級	特2級の21号俸以上 2級の49号俸以上	3級の5号俸から20号俸まで 特2級の21号俸以上 2級の61号俸以上		2級の13号俸以上				
4級	5級	特2級の20号俸以下 2級の37号俸から48号俸まで	3級の4号俸以下 特2級の20号俸以下 2級の45号俸から60号俸まで	3級	2級の12号俸以下	5級の13号俸以上	5級の21号俸以上		4級
3級	4級	2級の25号俸から36号俸まで 1級の89号俸以上	2級の33号俸から44号俸まで 1級の89号俸以上	2級の45号俸以上	1級	5級の12号俸以下 4級 3級の25号俸以上	5級の20号俸以下 4級 3級の25号俸以上		3級
2級	3級 2級の29号俸以上 1級の37号俸以上	2級の5号俸から24号俸まで 1級の37号俸から88号俸まで	2級の17号俸から32号俸まで 1級の37号俸から88号俸まで	2級の5号俸から44号俸まで 1級の41号俸以上		3級の24号俸以下 2級の17号俸以上	3級の24号俸以下 2級の25号俸以上		2級 1級の53号俸以上
1級	2級の28号俸以下 1級の36号俸以下	2級の4号俸以下 1級の36号俸以下	2級の16号俸以下 1級の36号俸以下	2級の4号俸以下 1級の40号俸以下		2級の16号俸以下 1級	2級の24号俸以下 1級	全職員	1級の52号俸以下

改

正

後

現

行

別表(その2) (第3条関係)

再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項, 第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員), 特定業務等従事任期付職員(一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮城県条例第9号。以下「任期付職員条例」という。))第2条の2の規定により採用された職員)及び任期付短時間勤務職員(任期付職員条例第2条の3の規定により採用された職員)の行政職給料表の各級に相当する職務の級

行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (一)	教育職 給料表 (二)	研究職 給料表	医療職 給料表 (一)	医療職 給料表 (二)	医療職 給料表 (三)	給与条例第25 条に規定する 職員
8級	9級	4級		5級	4級			
7級	8級	3級	4級 3級			7級		
6級	7級			4級	3級	6級	6級	
5級	6級	特2級	特2級					
4級	5級	2級	2級	3級	2級	5級	5級	5級
3級	4級			2級	1級	4級 3級	4級 3級	4級
2級	3級 2級 1級	1級	1級	1級		2級	2級	3級
1級						1級	1級	2級 1級

別表(その2) (第3条関係)

再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項, 第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員), 特定業務等従事任期付職員(一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮城県条例第9号。以下「任期付職員条例」という。))第2条の2の規定により採用された職員)及び任期付短時間勤務職員(任期付職員条例第2条の3の規定により採用された職員)の行政職給料表の各級に相当する職務の級

行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (一)	教育職 給料表 (二)	研究職 給料表	医療職 給料表 (一)	医療職 給料表 (二)	医療職 給料表 (三)	給与条例第25 条に規定する 職員
8級	9級	4級		5級	4級			
7級	8級	3級	4級 3級			7級		
6級	7級			4級	3級	6級	6級	
5級	6級	特2級	特2級					
4級	5級	2級	2級	3級	2級	5級	5級	4級
3級	4級			2級	1級	4級 3級	4級 3級	3級
2級	3級 2級 1級	1級	1級	1級		2級	2級	2級
1級						1級	1級	1級